

# すまいる住宅への入居を希望される方へ

## 【申請の流れ】

高齢者、障害者、ひとり親世帯の方で、すまいる住宅に入居を希望される方は、事前に資格要件の確認が必要になります。

以下に記載する資格要件を確認のうえ、「すまいる住宅入居資格認定申請書」及び「同意書」を福祉住宅サービスに提出してください。

## 【資格要件】

以下の資格要件をすべて満たす必要があります。

- 高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯のいずれかに該当すること

高齢者世帯	65歳以上のひとり暮らし又は、65歳以上の方を含む60歳以上の方のみで構成する世帯
障害者世帯	身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上に該当する障害者・児がいる世帯
ひとり親世帯	18歳未満のお子さんのいる母子家庭・父子家庭又は、父母の死亡などにより、18歳未満のお子さんを祖父母などが養育している世帯

- 区内に引き続き1年以上居住していること
  - 住宅に困窮し、かつ、自力により住み替える住宅を確保することが困難であること
  - 独立して日常生活を営むことができること
  - 緊急連絡先があること
  - 登録住宅の入居にあたり、「電球による見守り」「緊急通報装置の設置」「ライフサポートアドバイザーによる支援」を受けることに同意すること
- (原則、高齢者世帯のみが対象になります。「注意事項」及び別紙「すまいる住宅の見守り体制」をご確認ください。)**

- 入居資格の認定申請を行った後、世帯の構成員の増減または変更を行わないこと

## 【注意事項（必ずご確認ください。）】

- すまいる住宅は、一般的な民間賃貸住宅の賃貸借契約と同様に、入居にあたり住宅オーナー等の入居審査が行われます。
- 「電球による見守り」には、原則としてメールを受信し区等と連絡を取り合う方（指定連絡先）が必要です（緊急連絡先と別の方でも構いません。）。また、鍵の複製（複製費用は入居者負担）が必要になる場合があります。
- 「緊急通報装置の設置」には、固定電話の設置（有線のみ対応。購入費用・設置費用・月々の利用料は入居者負担）及び鍵の複製（複製費用は入居者負担）が必要になります。

## 【問合せ先】

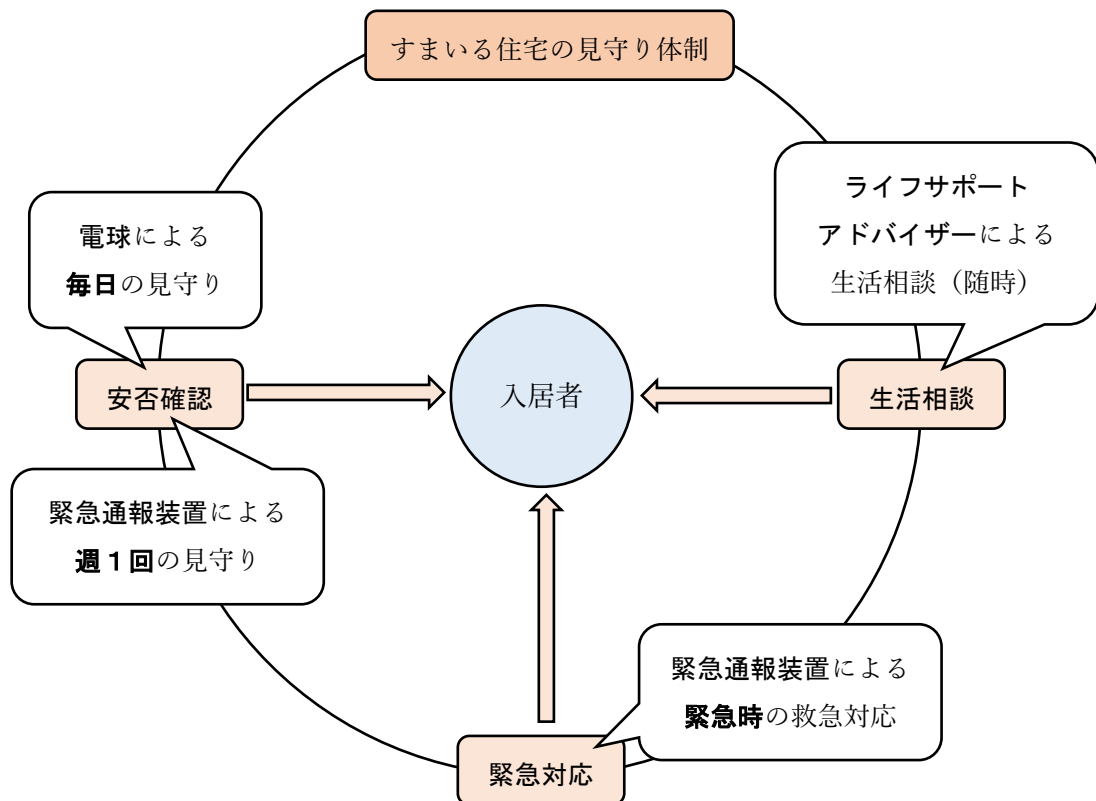
文京区福祉住宅サービス 03-5803-1238

# すまいる住宅の見守り体制

## 【見守りの目的】

高齢者が民間賃貸住宅への入居を拒まれる要因として、住居内での不慮の事故等に対する住宅オーナーの不安などがあります。文京区では、「安否確認」「緊急対応」「生活相談」を一体的に提供することで、住宅オーナーだけでなく入居される方も安心して住み続けられるように見守りを行っています。

## 【見守り体制】



## 【見守りの種類】

### ○ 電球による見守り（毎日の安否確認）

SIMが内蔵されたLED電球を住居内に設置し、24時間のうちに点灯・消滅がない場合、あらかじめ区に届け出られた指定連絡先へ異常を知らせるメールを送信することで、さりげない見守りを行います。メール受信後の状況確認は、指定連絡先に実施していただきます。

### ○ 緊急通報装置の設置（緊急時の対応）

住居内に設置する緊急通報装置の相談や緊急ボタンにより、警備会社が24時間体制で対応します。入居者等からの通報によりコールセンターにつながり、必要に応じて救急要請や警備会社が駆け付けるなど、入居中の緊急時対応を行います。また、週に1回安否確認の連絡を行います。

### ○ ライフサポートアドバイザーによる支援

福祉の資格を有するライフサポートアドバイザー（通称LSA）が、月1回程度のお伺い連絡や随時の生活相談を受けます。これにより、入居中の心身の異常等を一早く察知し、安心した生活を送れるよう適切な相談先の紹介などを行います。